

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 水害予防計画

水害予防に関する計画は、次により実施するものとする。

#### 1 治水対策

本市には、利根川水系の9つの一級河川が流れ、平坦部を中心に河川改修が進められているが、現在も未改修区間や危険箇所が散在し、出水時における水害の危険性が高いため、河川整備の促進を国・県に要望し、計画的な改修を推進する。

#### 2 治山対策

本市の西部地域は、その3分の2が山岳地域であり、地形も急峻なため、危険箇所が点在している。

したがって、治山事業は、現在まで相当の投資が行われており、今後も山林崩壊危険箇所に対して、地すべりの防止、予防治山に重点をおき、事業を推進する。

#### 3 砂防対策

本市の山岳は地形、地質からみて、洪水時における土石流、がけ崩れ、地すべり等が発生しやすく、これらの土砂災害を未然に防止するための根本対策として、砂防施設の整備が重要な課題となっている。よって、国・県とタイアップして砂防指定地等について調査の上、強力に砂防施設の整備を推進する。

## 第2節 土砂災害予防計画

土砂災害予防に関する計画は、次により実施するものとする。

### 1 土砂災害危険区域

地すべり、土石流、山崩れ等による災害は、平成19年9月の台風9号により、2軒が全壊となった。山間部においては、小規模の地すべり、山崩れ、土石流等により人家への被害が考えられるので、常時調査を行い、防止事業を行う。

また、関係法律に基づき、順次危険区域の指定及び崩壊防止工事を、県及び地元関係者と協議しながら推進するものとする。

#### (1) 地すべり防止区域

地すべり等防止法第3条の規定に基づき、地すべりしている又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。

●資料1-1 地すべり防止区域（土木関係）（167ページ）

資料1-2 地すべり防止区域（林務関係）（167ページ）

資料1-3 地すべり危険箇所（土木関係）（168ページ）

#### (2) 土石流危険溪流

土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。

●資料2 土石流危険溪流（169ページ）

#### (3) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、知事が指定する区域。

●資料3-1 急傾斜地崩壊危険区域（174ページ）

資料3-2 急傾斜地崩壊危険箇所（175ページ）

#### (4) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められるとして知事が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域とは、同法9条の規定に基づき、警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、知事が指定する区域。

●資料4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（179ページ）

### 2 情報の収集及び伝達等

#### (1) 情報の内容

危険区域内における地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒等の有無、人家等の損壊等の現象などとする。

#### (2) 情報の収集及び伝達

災害の発生するおそれがある場合、又は、気象警報等が発表された場合には、地元消防団員、市職員及び区長等と連絡を密にし、情報の収集及び伝達を図るものとする。

### 3 土砂災害危険区域の周知

市は「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の危険個所について、警戒区域の位置、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これら事項を記載したハザードマップを作成し配布する。

## 第3節 火災予防計画

市における火災予防計画は、次により実施するものとする。

### 1 組織対策

#### (1) 常備消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、火災早期覚知、早期出動が最も重要である。そのために常備消防の消防施設の拡充強化を図る。

#### (2) 非常備消防力

消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の規定に基づき、本市に藤岡市消防団を設置し、消防力を強化するとともに消防思想の普及に努める。

#### (3) 自衛消防力

会社、工場、その他事業所単位に自衛消防隊の設置促進を要請し、自衛消防体制の強化充実と防火思想の普及を図る。

#### (4) 予防消防力

自主防災組織、藤岡市婦人防火クラブ等を指導し、防火思想の普及徹底に努め、予防消防力を充実強化する。

### 2 施設の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

また、消防水利については地震時に使用不能になる可能性がある消火栓に偏ることがないように耐震性防火水槽を計画的に整備する。

●資料5 消防水利設置数（193ページ）

### 3 火災予防思想の普及

市民に対し、防火に対する意識の高揚と火災予防思想の徹底普及を、次により図るものとする。

(1) 広報車、広報紙、その他広報機関の利用により実施する。

(2) 春、秋の全国火災予防運動と年末火災予防運動を積極的に実施する。

(3) 火災の未然防止及び被害の拡大防止のため、業態に応じ、火災予防査察を実施する。

(4) 婦人防火クラブ員等の研修を実施し、火災予防思想の高揚に努める。

### 4 対象物の防火対策の強化

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく防火管理者の養成

(2) 各対象物の消防計画に基づく防火管理の指導、及び防火管理者の責務の周知

(3) 危険物貯蔵所等に対する予防指導の強化、及び災害時の保全措置の徹底

## 第4節 気象防災計画

県、前橋地方气象台等からの情報の収集に努め、住民への災害状況の周知を図る。

## 第5節 鉄道災害予防計画

県、市、鉄道事業の事業者（以下、「事業者」という。）及びその他防災関係機関は相互に連携を図り鉄道事故災害による被害を未然に防止し、旅客及び鉄道施設及び周辺住民等の安全確保と施設を保護し、円滑な鉄道輸送を図るため次の施策を実施する。

### 1 防災体制

#### (1) 施設に対する防災体制

- ア 県、市等は交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活及び利用者への支障や地域の孤立化の防止等のため、所要の防災対策を実施する。
- イ 事業者は鉄道施設の防災強度を把握するため点検及び定期検査を実施する。また、新技術を取り入れた検査機器の導入促進に努め、検査制度導入を図る。
- ウ 事業者は路線等災害警備計画を作成し、路線巡回計画を定める。
- エ 事業者は路線に近接する施設等の落下、倒壊による被害を防止するため、関係機関への施設整備及びその推進を要請する。
- オ 事業者は下記使用箇所については点検、検査を実施し防火管理に努める。
- カ 事業者は法令に従い、消防用施設等の設置、点検整備に努める。
- キ 災害時における緊急情報連絡を確保するための施設整備に努め、また平素から活用体制についても整備に努めるものとする。

#### (2) 防災に関する組織

- ア 事業者は、災害時その応急対策にあたる組織を定めておくものとする。
- イ 事業者は、職員を参集するための連絡系統を確立させておくものとする。
- ウ 県、事業者は市、消防本部、警察その他の防災関係機関等から災害関係情報等の収集にあたるための体制を整備するものとする。

#### (3) 関係機関との連携等

- 事業者は、平素より県、市町村、その他の防災上必要な機関との連携に努め、落石・土砂崩れ等及び災害時の早期連絡体制を確立しておくものとする。

### 2 防災上必要な教育

- ア 事業者等は、職員に対し防災上必要な教育を行うものとする。また、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。
- イ 事業者は、地域住民及び旅客等に対し、鉄道災害時の事業者が果たすべき応急対策計画、地域住民及び旅客等に望む行動、対応等の普及に努めるものとする。また、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスター掲示等による普及に努めるものとする。
- ウ 事業者は、職員に対し、負傷者が出た場合の応急手当について、その技術を習得させるよう努めるものとする。

事業者は、災害発生時を想定し、次のような訓練を実施するとともに、地方自治体等が行う防災訓練には積極的に参加し必要な知識の習得に努めるものとする。

- ・ 非常招集訓練及び災害時の初動処置訓練
- ・ 消防（通報・消火・避難）訓練及び救出、救護訓練
- ・ 旅客等の避難誘導訓練

### 3 防災対策

#### (1) 気象情報の収集・伝達

- 事業者は、気象庁等から発せられる気象情報の収集に努め、輸送に影響のおそれがある場合には速やかに関係箇所へ伝達するものとする。

- (2) 情報収集・伝達方法  
事業主、県は機動的な情報収集活動を行うため、防災ヘリコプター等を駆使、あるいは必要に応じ発災現場等に職員を派遣し情報収集にあたるものとする。
- (3) 列車運転規制の設定  
事業主は、暴風雨等の災害が発生すると予測される時、その程度に応じ運転速度の規制を行う旨の規則を定めておくものとする。
- (4) 復旧用資機材の点検整備  
事業主は、災害応急対策及び復旧対策用資機材の備蓄に努め、また、定期的に点検整備を行うものとする。
- (5) 旅客等の避難・救護  
災害時の旅客の避難に備え、避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備しておくものとする。また、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

## 第6節 道路災害予防計画

国、県等の道路管理者（以下、「道路管理者」という。）及び防災関係機関は、道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を未然に防止し、車両、自転車歩行者及び周辺住民等の安全を確保するため、道路管理、保全に努めるため次の施策を実施する。

### 1 予防対策

#### (1) 道路交通のための情報の充実

ア 道路管理者は、気象庁による気象情報等を有効に活用できる体制を整備するものとする。

イ 道路管理者は、道路のパトロールを実施するなど、車両等の安全な通行を確保するための情報収集に努めるものとする。

ウ 道路管理者、県警察本部及び警察署は、道路施設等に災害が発生するような異常が発見された場合、速やかに道路利用者にその情報を提供できる体制の整備を図るものとする。

#### (2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、道路施設等の点検・調査を行い、防災強度等道路の現況を把握し、補修等の対策工事必要箇所を指定して道路の整備を推進するものとする。

イ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

ウ 道路管理者は、道路における事故災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

#### (3) 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、落下物、倒壊物及び危険物等の流出時に的確な活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

#### (4) 防災体制の確立

ア 道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備に努めるものとする。また、併せて民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

イ 道路管理者は、災害時にその応急対策にあたる組織を定めるとともに、職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

ウ 道路管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するものとする。

エ 道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

#### (5) 防災訓練の実施

道路管理者は、事故災害発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、次のような防災訓練を適宜実施あるいは県や市町村等が実施する防災訓練に参加するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ア 職員非常招集訓練

イ 障害物、危険物等除去訓練

ウ トンネル内事故に対する消火訓練及び救出訓練等

エ 道路復旧訓練

オ その他



(6) 通行の禁止又は制限の実施基準

道路管理者は事故災害等の発生を未然に防ぐため、通行の禁止又は制限の実施基準を定めるとともに、通行の禁止又は制限を実施する場合は警察本部（警察署）及び関係機関に必要な通知等を行い、点検等を実施するものとする。また、点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がなくなった場合は、速やかに解除するとともに警察本部（警察署）及び関係機関に必要な通知等行うものとする。

## 第7節 林野火災予防計画

近年、多発し大型化している林野火災を防止するため、予防活動と消火活動が適切に実施できるよう計画するものとする。

### 1 林野火災予防計画

林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災防止について指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 森林法に基づく火入れの許可指導及び消防機関との連絡協調
- (4) 火災多発期における見廻りの強化
- (5) 普及啓蒙活動

### 2 林野火災消防計画の樹立

防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の消防計画について樹立する。

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画
- (3) 防ぎよ鎮圧計画
  - 初期消火用機材の整備
  - 空中消火用機材の整備
  - 消火訓練の実施計画
  - その他消火に必要な事項

### 3 防火思想の普及

- (1) 一般住民及び入山者に対する、森林愛護と防火思想の普及徹底。
- (2) 行楽期における防火パンフレット等の配布、呼びかけ。
- (3) 煙草の吸い殻の投げ捨て行為の注意指導。
- (4) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報発令時の火気使用の注意指導等。
- (5) 立看板等の掲示。
- (6) その他、防火思想の普及に必要な事項。

## 第8節 文化財災害予防計画

火災、地震等の災害から文化財を守るため、市教育委員会は、消防、警察等の関係機関と協力し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導、実施するものとする。

### 1 建造物の予防対策

- (1) 防火管理体制の指導
- (2) 環境の管理整頓の実施指導
- (3) 火災危険箇所の早期発見及び改善指導
- (4) 消火設備、警報設備の設置指導
- (5) 避雷装置の設置指導
- (6) 消防用水の確保及び消防自動車の進入道路確保指導
- (7) 自衛消防組織等による訓練の実施指導
- (8) 防火塀、防火戸の設置指導
- (9) 耐震強度に留意した所要の保存修理指導
- (10) 毀損等の事故防止措置の指導

### 2 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等は、極力耐火・耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

### 3 史跡、名勝、天然記念物等の予防対策

- (1) 前記1・2と同様な措置を講ずる。
- (2) 災害時の土砂流出等による被害を防止するため、管理強化するよう指導する。

●資料6 指定文化財一覧表（194ページ）

## 第9節 市街地の防災計画

風水害、地震、大火災等による建造物の損害を予防するための事業又は対策に関する計画は都市計画と併せて検討し、災害予防の推進を図るための計画を作成するものとする。

### 1 都市計画

#### (1) 土地利用計画

都市計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、都市計画用途地域の決定等がされている。

（最終変更日：平成27年3月8日）

市域面積	18,029 <sup>ヘクタール</sup>	市街地区域	864 <sup>ヘクタール</sup>
都市計画区域（藤岡） （鬼石）	5,445 <sup>ヘクタール</sup> 357 <sup>ヘクタール</sup>	市街化調整区域	4,581 <sup>ヘクタール</sup>
地域区分	建蔽率（%）	容積率（%）	面積（ヘクタール）
第一種低層住居専用地域	40	80	175
	60	100	3
第一種中高層住居専用地域	50	100	97
	60	200	22
第二種中高層住居専用地域	60	200	78
第一種住居地域	60	200	109
第二種住居地域	60	200	47
準住居地域	60	200	17
近隣住居地域	80	200	32
商業地域	80	400	23
準工業地域	60	200	40
工業地域	60	200	26
工業専用地域	60	200	195
合計			864

### 2 民間宅地開発等の指導

#### (1) 開発行為による施設の整備等

都市計画法に基づく開発行為の許可制度に加え、藤岡市宅地開発指導要綱に基づき、道路、排水・給水施設、消防施設等の整備並びに安全上必要な施設及び公園・緑地等の設置の指導を行うものとする。

#### (2) 道路位置指定

開発許可制度の適用を受けない一定規模未満の宅地開発の規制については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の道路位置指定の制度による道路の整備及び開発許可制度との密接な関連性を考慮しながら、小規模宅地化に対しても優良な造成が図られるよう指導を行うものとする。

#### (3) その他

藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、開発行為に該当しない、一定規模で行われる土砂等の切土・盛土等の行為に対して規制を行い、災害発生防止の指導を行うものとする。

### 3 公園の整備

公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ等の機能とともに、災害時における一時

避難場所や延焼防止の空間として、防災上果たす役割が大きいため、公園の整備を積極的に推進して市民の安全性の向上を図るものとする。

#### 4 道路の整備

- (1) 道路は、日常生活において重要な役割を担い、さらに火災の延焼防止機能や避難場所への進入路として欠くことはできないものであるため、都市計画道路を軸に積極的に整備するものとする。
- (2) 建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する敷地に建築確認申請をする場合には、藤岡市建築行為に等に係る道路後退用地整備要綱の制度の利用を促して、既存塀の撤去等道路後退線の順守について指導するものとする。

#### 5 建築物の耐震・不燃化

- (1) 市は平成18年1月に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて策定した、藤岡市耐震改修促進計画（平成20年3月）により、昭和56年（新耐震基準施行）以前に建築された建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

##### ア 市有建築物の耐震化

- ① 災害時の防災拠点や応急対策活動拠点として重要な役割を担うことから、新耐震基準施行以前に建築された建築物について、重要性や緊急性を考慮して計画的な耐震診断・改修の実施に努める。
- ② 今後計画する建築物については、防災上の役割を勘案し、一般の建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。

##### イ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

耐震改修促進法第14条第1号から第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物に対しては、同法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言等を行い耐震の促進を図る。

##### ウ 一般木造住宅の耐震化

新耐震基準施行以前の木造住宅について、藤岡市木造住宅耐震診断事業実施要綱による耐震診断士の派遣、藤岡市木造住宅精密診断補助金交付要綱や藤岡市木造住宅耐震改修補助金交付要綱による助成を行い、耐震改修の促進を図る。

##### エ 周知・啓発活動

- ① 藤岡市域の地盤揺れやすさ等を示した「藤岡市地震防災マップ」の周知
- ② ホームページや広報紙等を通じて、耐震化、地震防災情報の掲載

##### オ 環境整備

- ① 市民相談窓口の設置
- ② 耐震診断技術者の育成等

##### カ 建築設備等の安全対策

- ① ブロック塀の倒壊等の安全対策
- ② 家具の転倒防止等、屋内の安全対策

##### キ その他

- ① リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導
- ② 不動産取引時の耐震化に関する情報の伝達による耐震化の誘導

- (2) 市街地における建築物の延焼防止のため、避難場所、緊急輸送道路、避難路等周辺地域に防火地域又は準防火地域の指定を検討するものとする。

## 第10節 学校及び社会教育施設の災害予防計画

学校及び社会教育施設の災害予防については、建築物等の公共性、教育効果の向上等を十分考慮し、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行い恒久的な災害予防に努めるものとする。

### 1 建築物の改修促進

- (1) 耐震改修促進法及び藤岡市耐震改修促進計画に基づく耐震診断等の調査の結果により構造上危険と判定した場合は、改修年次計画により耐震補強改修工事の促進を図るものとする。
- (2) 学校及び社会教育施設の各建物は、建築基準法第12条及び消防法17条に基づく点検・報告を行うとともに、是正が必要と認められる場合は早急にこれを行うものとする。  
また、災害が発生した場合は随時点検を行い、建物の安全性の確認を行う。

### 2 建築物以外の施設の補強及び整備

建築物以外の施設の被害により物的・人的に大きな被害が及ぶことが多いので、次のような施設については、常時十分な点検を実施し、災害の防除に努める。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さ又は容量のあるものは、その安全度確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具・機械等については、飛散防止策を施す。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は常に整備し、災害発生時には速やかに使用が出来るよう操作方法を周知徹底する。
- (4) 建築物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期するものとする。

## 第 1 1 節 災害訓練計画

藤岡市地域防災計画に定める災害応急対策を完全実施するための防災に関する訓練は、次に定めるところによるものとする。

### 1 水防訓練

藤岡市水防計画による水防活動を完全に実施するため、次の方法により水防に関する訓練を実施するものとする。

#### (1) 実施の時期

災害が予想される時期前の、最も訓練の効果があるときを選んで実施する。

#### (2) 実施方法

図上又は現地において関係機関と緊密な連絡を取り訓練を実施する。実施内容は関係機関、住民に周知する。

### 2 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の項目について実施する。

#### (1) 学校教育訓練計画

#### (2) 一般教育計画

#### (3) 委託教育計画

#### (4) 訓練計画の内容

ア 機械、器具の操法

イ 非常招集、出動、通信連絡

ウ 災害時における消防通信の運用訓練

エ 人命救助訓練

オ 一般火災防ぎよ

カ 特別物件の火災防ぎよ

キ 災害応急対策

### 3 避難救助等訓練

市は関係機関と避難・救助等を円滑に遂行するため、総合防災訓練、その他の訓練等と併せて、又は単独で実施する。

また、災害時の初期対策が重要であることから、地域で活動する自主防災組織等への訓練を推進する。

### 4 災害通信連絡訓練

水防、火災訓練実施時と併せて行うものとして、電話、警鐘、自動車、自転車、徒歩等について年1回以上行う。

#### (1) 気象予警報の伝達

#### (2) 災害情報等の連絡

### 5 事後評価

市及び関係機関は、防災訓練実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第12節 防災知識普及計画

市災害対策関係職員及び市内住民に対する災害予報並びに災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより実施するものとする。

### 1 広報の担当者

防災知識の普及は、地域安全課及び秘書課広報広聴係において実施する。

### 2 普及の方法

防災知識の普及は、概ね次により行うものとする。

- (1) 市広報誌及びホームページによる普及
- (2) 区長会組織による普及
- (3) 市広報車による普及
- (4) 講習会等による普及
- (5) ハザードマップの作成・配布による普及
- (6) 防災関係職員に対する防災教育の実施

### 3 広報の内容

防災知識の普及は、特に防災関係職員及び市内住民に対して、重点的に行うものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

#### (1) 市地域防災計画の概要

藤岡市地域防災計画の要旨の公表は、藤岡市防災会議が藤岡市地域防災計画を作成し、また、修正したときは、その概要を周知するものとする。

#### (2) 災害予防の概要

各世帯における防災知識の普及と予想される防止事項について、関係機関及び各世帯まで徹底するよう努めるものとする。

#### (3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがある時において、各世帯で特に周知し、又は準備しておく事項について、徹底するよう努めるものとする。

ア 気象注意報・警報等の種別とその対策

イ 避難する場合の携行品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 災害時に家庭で準備すべきもの

オ 被災世帯の心得ておくべき事項

#### (4) 市民に対する防災知識の普及

災害時から市民の生命、身体、財産を保護することは、市に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、市民一人一人が正しい防災知識を持ち、自らの安全は自らで守るという防災意識の高揚を図ることが重要である。

このような認識の下、次の事項について重点を置き、市民に対する防災意識の普及、啓発を行う。

ア 避難場所の確認

イ 3日分の食料の家庭内での備蓄

ウ 家庭内の非常持ち出し物資の点検

エ 家庭内の非常時の対応の話し合い

オ 消火用具の準備と使用方法の研究

カ 家具や棚の上の物の固定

キ 消防職団員による巡回指導



## 第13節 住民・事業所等による防災活動推進計画

災害時には、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて市民一人一人が災害について十分な防災意識を持ち、防災知識、技能を身に付け、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。

さらに、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織、事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

### 1 市民の果たすべき役割

市民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

#### (1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 家庭における防災の話し合い
- ウ 災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- エ 耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
- オ 家屋の補強等
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- キ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- ク 非常持ち出し物品の準備・点検

#### (2) 災害発生時に実施する事項

平常時の準備を生かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報把握
- イ 火災予防措置
- ウ 適切な避難
- エ 自動車運転の自粛

#### (3) 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

### 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、町内会等の単位で「自分たちの町は、自分たちで守る」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 火気使用設備器具等の点検
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

#### (2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 災害時要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導

- エ 被災者の保護・救出、その他の救助
- オ 給食及び給水
- カ 衛生

●資料7 自主防災組織一覧表（196ページ）

3 市の役割

市は、当該区域内の自主防災組織の100%組織化を目指し、育成・指導に努めるとともに、防災組織の結成、防災活動に必要な資器材の設備等の助成に努めるものとする。

●参考7 藤岡市自主防災組織活動補助金要綱（312ページ）

4 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画（BCP）を策定するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、消防団との協力、連携の強化を進める。

（1）事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

（2）事業所も地域コミュニティーの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

（3）事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ市と協定を締結するなど、平時から市との連携に努める。

また、市は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

（4）災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

（5）市は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

## 第14節 資機材等の点検整備計画

災対法49条の規定に基づき、災害予防責任者は、保有する災害応急対策に必要な資機材並びに施設を、災害時にその機能を有効に使用できるよう、常時次により点検整備を行うものとする。

### 1 点検整備を要する主たる資材、機材等

- (1) 水防用備蓄資材、機材
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による衣料生活必需品
- (3) 救助用資材、機材及び医療品等
- (4) 避難設備
- (5) 防疫用資材、機材
- (6) 給水用資材、機材
- (7) 消防用資材、機材
- (8) 備蓄食料
- (9) たん水防除用資材
- (10) 災害警備実施活動用資材、機材
- (11) 被災建築物、宅地の危険度判定用資材、機材
- (12) その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資材、機材

### 2 実施機関

資材、機材等を保有する各機関とする

### 3 実施期日

各機関は、毎年の年度当初に実施し、整備を完了するものとする。

ただし、災害事案発生のおそれがある場合は、状況に応じ随時実施する。各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、実施するものとする。

### 4 実施内容

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

- (1) 資材、機材等
  - ア 規格ごとの数量の確認
  - イ 不良品の取替え
  - ウ 薬剤等の効果測定
  - エ その他必要な事項
- (2) 機械類
  - ア 不良箇所の有無及び故障の整備
  - イ 機能試験の実施
  - ウ 不良部品の取替え
  - エ その他の必要な事項

## 第15節 通信手段確保計画

災害時の情報収集、応急対策活動の実施には、通信の確保が不可欠である。市及び防災関係機関は、災害時の通信確保のため、通信施設の整備拡充及び防災構造化を図るとともに、通信施設・手段の複数化、通信機器の備蓄、運用等について定めておくものとする。

### 1 通信施設の管理・保全

市及び防災関係機関は、災害時における通信確保のため、施設の耐震性の強化、予備電源の確保、点検・整備の実施等、施設の管理保全の徹底を図るものとする。

また、通信施設が被災した場合に、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保を図るものとする。

### 2 災害時優先電話の指定

市及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

### 3 通信施設の複数化

市及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、災害対策本部のサブセンターの設置、代替通信施設の整備に努めるものとする。

### 4 パソコンネットワークシステムの構築・活用

被害情報の収集にあたっては、市及び防災関係機関を結ぶパソコンネットワークシステムの構築に努め、また県が設置するパソコンネットワークシステムへの参画を図り、情報管理の一元化に努めるものとする。

### 5 代替通信手段の確保・活用

災害により、有線電話の途絶、輻輳等により通信が困難な場合に備え、次の代替通信手段の確保・活用を図るものとする。

#### ○個別受信機

衛星携帯電話を孤立化するおそれのある集落のほか、関係機関に貸与、呼び出し及び情報伝達手段として活用する。

#### ○非常通信

非常の際に無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行う。

この場合、あらかじめ群馬県地区非常通信協議会に対し、非常の際の連絡について依頼しておくものとする。

#### ○アマチュア無線

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに、可能な支援を行うよう努めるものとする。

#### ○警察無線

### 6 通信機器調達体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の備蓄又は調達に関する体制の整備を図るものとする。

## 第16節 避難の受入れ体制の整備計画

市は、避難住民に対し、避難所及び応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備するものとする。

### 1 避難場所及び避難所の整備

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、学校、公民館等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

#### (2) 指定緊急避難場所の指定基準

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

#### (3) 指定避難所の指定基準

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (4) 避難所における生活環境の確保

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

#### (5) 物資の備蓄

指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

#### (6) 案内標識の設置

避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

#### (7) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

### 2 応急仮設住宅等

#### (1) 資機材の調達・供給体制の整備

市は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

#### (2) 用地供給体制の整備

市は災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

#### (3) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

市は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の実施等について、あらかじめ定めておくよう努める。

## 第17節 避難行動要支援者避難対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して災害時要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

### <用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

#### 「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時特に配慮を要する者

#### 「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するため、災対法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ア 要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ 難病患者や一人暮らし高齢者等、上記以外で自力での避難が非常に困難であると民生委員児童委員や自主防災組織が認めたもの

#### (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

##### ア 名簿作成に必要な個人情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

##### イ 個人情報の入手方法

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護者や障害者等の情報を集約する。

その他、形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる仕組みを設ける。

#### (3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

転入や新たに介護・障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者については、避難行動要支援者名簿に掲載するとともに避難支援等関係者に対する名簿情報の提供について同意を得る。

死亡や転居（長期の社会福祉施設への入所含む）を確認した場合は、避難行動要支援者名簿から削除を行う。

(4) 避難支援等関係者となる者

避難支援関係者となる者は次の者とする。災害時の円滑かつ迅速な支援活動が実施できるよう、平時から避難行動要支援者名簿の提供を行う。

ア 藤岡消防署、鬼石消防分署、藤岡市消防団

イ 藤岡警察署

ウ 民生委員・児童委員

エ 藤岡市社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ 区長会

キ その他、避難支援等の実施に携わる関係者

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供者へは、災対法（第49条の13）に基づき、守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上の複製をしないよう指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。

(6) 要配慮者が円滑に避難の為の立退きを行うことが出来るための通知又は警告の配慮

ア 避難準備情報等の発令・伝達

① 市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

② 高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。

③ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることが出来る者もいる。また、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、多様な情報伝達の手段を確保する。

(7) 避難支援等関係者等の安全確保

避難行動等関係者は、本人・家族の安全確保を最優先に可能な範囲で避難支援等実施することが原則である。よって、避難支援等関係者の被災状況によっては、避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう周知徹底を図る。

## 2 緊急連絡体制の整備

市は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協



力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

### 3 避難体制の強化

市は、避難行動要支援者の避難に関して、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難体制の整備に取り組む。

#### (1) 避難勧告等の伝達体制の整備

市長が発令する避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段方法を事前に定めておく。

#### (2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

#### (3) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

#### (4) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定にあたっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

#### (5) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組み事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

### 4 環境整備

道路管理者及び駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を付記した避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

### 5 人材の確保

市は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介護者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワークに努める。

### 6 要配慮者利用施設管理者との連携

#### (1) 要配慮者利用施設の安全確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保する。

#### (2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

ア 施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等）の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

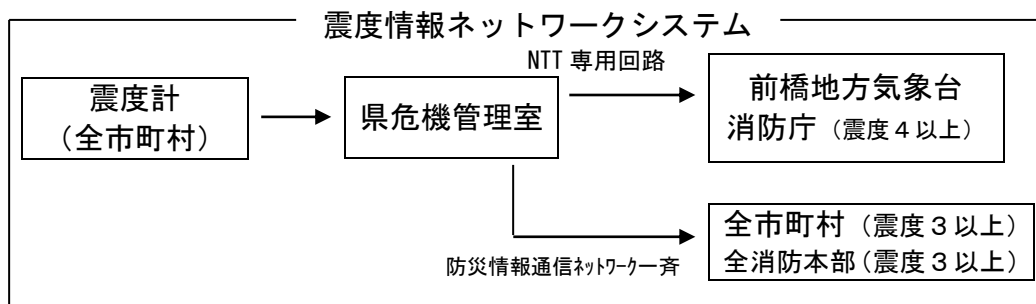
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 市の支援

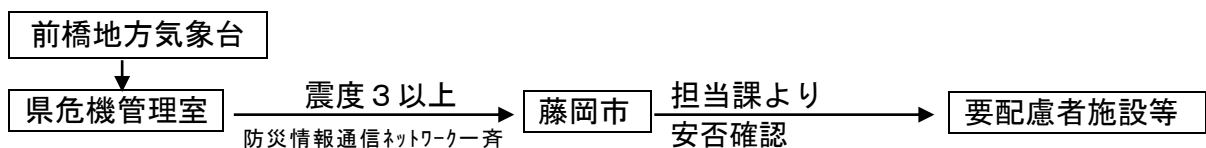
- ア 市は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

(4) 要配慮者入（通）所施設等への伝達方法

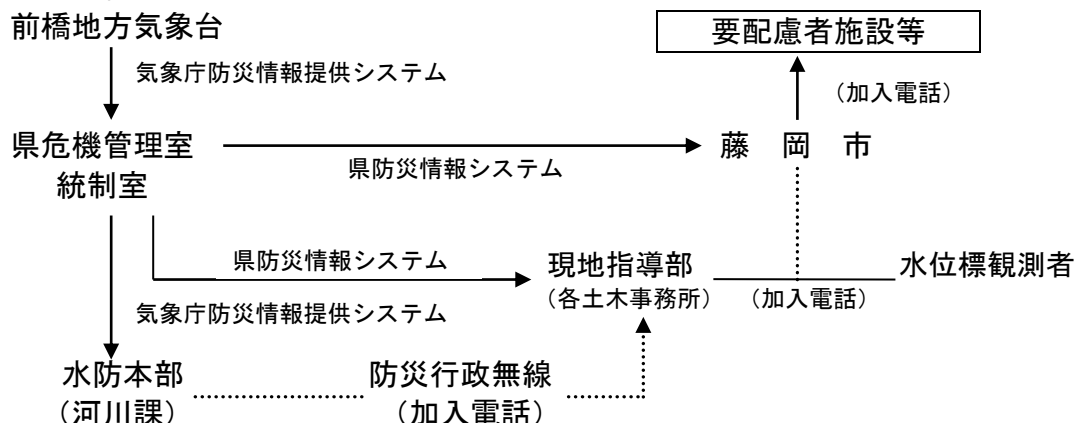
- ア 地震情報の伝達系統
  - ・ 県危機管理室からの伝達系統



・ 前橋気象台からの伝達系統



イ 水防予警法の伝達系統



- 資料 17 浸水想定区域内要配慮者利用施設（214ページ）
- 資料 18 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設（214ページ）

#### 7 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関及び警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

#### 8 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

#### 9 防災教育及び啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 第18節 讓原地すべり予防計画

讓原の地すべりについては、昭和37年地すべり防止区域に指定され各種対策工事の実施により、移動は止まったが、平成3年の台風大雨で、再び道路・住宅に亀裂が生じ、災害関連緊急地すべり事業を実施したが、根本的な解決とならず、平成7年度より国直轄の地すべり対策工事が着手された。

多大な被害を及ぼすおそれがあり、さらには、二次災害（洪水等）として首都圏まで影響が予想される。また、地すべりによる土砂移動量は2千万 $\text{m}^3$ と膨大な量であるため、地すべりの兆候への早期発見・対応が非常に重要になってくる。そのため、地すべり地区住民により自主防災組織を結成し、危険箇所の早期発見、伝達方法、避難路等、本地区防災計画に基づき早急に施設及び体制を整備し、訓練等を実施して行く必要がある。

## 第19節 雪害予防計画

### 1 雪害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

### 2 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪要因の確保

### 3 除雪計画等の策定

#### (1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 率先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

#### (2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

### 4 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

大雪時には一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯や母子家庭等個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、今後は、除雪の担い手のいない空き家の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには県や市による対応も必要となってくることから、平時から大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

### 5 住民に対する大雪時の留意事項の周知

市は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、第2章12節「防災知識普及計画」に加え、以下の留意事項の周知徹底を図るものとする。

#### (1) 大雪時には次のことに留意して行動する。

- ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- イ 不要不急の外出は見合わせる。
- ウ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。

- エ エンジンをかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- オ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- カ 屋根の雪下ろしは安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなど留意する。
- キ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- ク 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。
- ケ 協力しあって生活道路、歩道等を徐排雪する。
- コ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

## 第20節 孤立化対策

山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

### <用語の定義>

本計画で使用している「孤立化」の定義は次のとおりとする。

豪雨、地震等に伴う土砂流出や液状化等により集落から外部につながるすべての道路が途絶し、集落から四輪自動車による人の移動・物資の流通が不可能になる状態をいう。

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

市は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

オ 土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所が道路に隣接し、通行途絶要因となる可能性が高い。

カ 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い。

キ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化対策

市は、孤立化のおそれのある集落について、次の対策を進める。

(1) 集落の代表者（自治会長、自主防災会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

(2) 衛星携帯電話の配置を検討する。

(3) 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

(4) 水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(5) 孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

(6) 孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所の対策工事を実施するよう国や県に要請する。